

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	財政部 管財課 管財担当
不利益処分名	国際親善コーナーの目的外使用許可の取消し
根 拠 法 令	地方自治法
根 拠 条 項	第238条の4第9項
連 絡 先	(電話 621-5051)
処 分 基 準	<p>【会議室及び国際親善コーナーの使用許可に関する取扱い要綱】</p> <p>(使用許可の取消し・変更等)</p> <p>第8条 市長は、使用許可後であっても本市の他の事務事業に優先的に使用する必要が生じたときまたは許可条件に違反する行為があると認めるときは、その使用許可の取消しもしくは変更をすることができるものとする。この場合において生じた損失については本市は一切その賠償の責めを負わない。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)